

福祉・保健・医療のこと〈全般〉

●被災された方の健康づくりを支援します

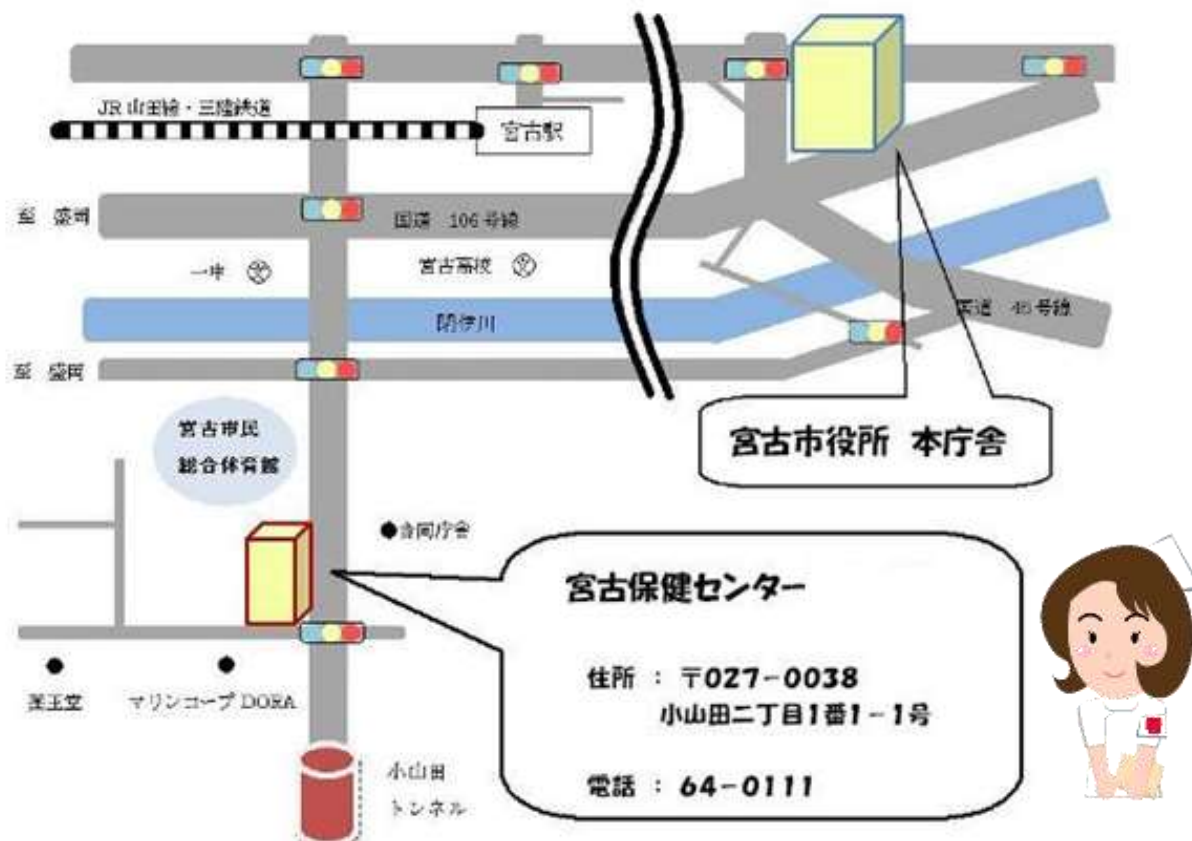
訪問指導や健康相談で健康づくりを支援します

東日本大震災津波で被災した方々の健康づくりを支援しています。下記のような事業を行っております。

事業名	事業内容
訪問指導	仮設住宅や被災地域にお住まいのお宅を訪問し、健康に関する情報を提供し、相談に応じています。
健康相談	仮設住宅集会所において、こころの健康づくりや生活習慣病予防などの健康に関する講話、健康相談の他、血圧測定、尿検査、骨密度測定等を行います。

◆お問い合わせ先◆

宮古保健センター TEL0193-64-0111
平日 8時30分～17時



●生活保護

生活の困窮の程度に応じて必要な保護を行い自立を支援します

現に生活に困窮している世帯を対象として、その困窮の程度に応じて、最低限度の生活を保障するとともに自立を支援する制度です。

原則として、生活保護は、保有している預貯金や不動産等の資産、各種の支援制度、扶養義務者の援助、稼働能力の活用などを図ったうえで、なお生活に困窮する場合に適用されます。ただし、被災者の方が保護を申請し、その方が家屋、自動車等の資産を直ちに処分できない場合等、特別な事情があると認められれば、それらの資産は、当面、処分を猶予されるなど柔軟な取扱いを行っています。

避難先で生活に困窮された場合でも、避難先の市町村において保護の申請ができます。

生活保護の種類

生活扶助	衣・食・光熱水費等にかかる費用
住宅扶助	家賃等の費用
教育扶助	義務教育にかかる費用(学用品・教材費、給食等)
医療扶助	病院等での医療にかかる費用
介護扶助	介護サービスにかかる費用
出産扶助	出産にかかる費用
生業扶助	就業等にかかる費用(高等就学費用を含む。)
葬祭扶助	葬祭にかかる費用

◆お問い合わせ先◆

宮古市 福祉課 生活福祉担当
本庁舎 3階 TEL0193-68-9083



福祉・保健・医療のこと 〈子育てなど〉

●いわてこどもケアセンター

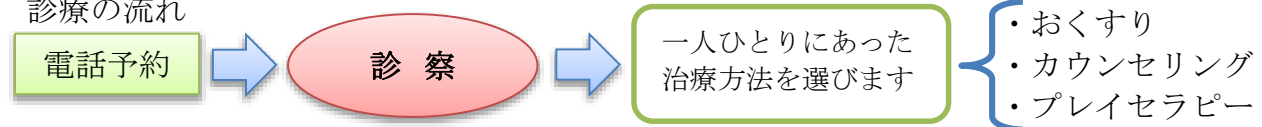
被災した子どものこころの健康回復を支援します

震災関連のトラウマティックストレスやその他こどものこころの問題全般について医療的な支援を行います。また、必要に応じて他機関の紹介を行います。なお、費用は保険診療になります。

★こどもこころのケア外来(毎週木曜日 10時～16時)★

県立宮古病院5階(崎鍬ヶ崎 1-11-26) 初診時は幼児～15歳まで(紹介があれば高校生まで)

診療の流れ



◆お問い合わせ先◆ いわてこどもケアセンター (完全予約制)

Tel019-651-5111 (内線 5550) 交換が出来ますので内線 5550 とお伝えください。

Tel019-651-5110 (直通) 音声が届きますので 5550 をプッシュしてください。

〒028-3694 岩手県紫波郡矢巾町西徳田 2-1-1(岩手医科大学矢巾キャンパス内)

●児童相談所

児童に関するさまざまな相談に応じます

児童相談所では、児童の養育についてのあらゆる相談に応じています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。

◆次の相談に応じています。

- ・家庭で養育が困難な児童、身よりのない児童についての相談
- ・身体の弱い児童についての相談
- ・知的障がいの児童についての相談
- ・身体に障がいのある児童についての相談
- ・性行不良の児童についての相談
- ・その他児童についてのすべての相談

◆医師や児童心理司による専門的判定を行うと共に、必要に応じ入所や通所、訪問による個別的指導の他、心身障がい児や情緒障がい児の集団指導なども行っています。

◆緊急的な一時保護や行動観察のための入所指導を行います。入所期間は相談の内容や児童の状況等により異なります。

◆必要に応じて、児童福祉施設への入所措置を決定します。

※相談は無料ですが、施設に入所した場合は、課税額等に応じ負担額が決められます。

◆お問い合わせ先◆ 宮古児童相談所 Tel0193-62-4059

岩手県福祉総合相談センター児童相談課 Tel019-629-9608

●宮古保健センターの子育て関係事業

子どもの健やかな成長を支援します

下記のとおり、子どもの健やかな成長を支援します。

事業名	事業内容
乳児健康診査 (1、3、6、9か月児)	住所を有する市町村の発行した受診票を使用し、医療機関で実施します。 宮古市に住所を有する方は、岩手県内の医療機関で受診が可能です。県外の医療機関で受診した場合は償還払いとなります。
幼児健康診査 (1歳6か月児、3歳児)	宮古市に住所を有する対象児に通知し、集団で行います。宮古市に住所がない方でも、受診可能です。 ※1歳児、2歳児、2歳6か月児は歯科健診を実施。
育児相談	子どもの発達や発育、子育てについての相談をお受けします。
乳児訪問	乳児の発育を確認するため訪問をします。里帰り先や避難先でも実施できますので、お問い合わせください。
予防接種	医療機関で実施します。 避難先でも実施できますので、避難元の市町村にお問い合わせください。

また、妊娠期を健康に過ごし、安心して出産を迎えるために支援します。

事業名	事業内容
妊婦健康診査	住所を有する市町村の発行した受診票を使用し、医療機関で実施します。宮古市に住所を有する方は、岩手県内の医療機関で受診が可能です。県外の医療機関で受診した場合は償還払いとなります。
ハロー赤ちゃん教室 (母親教室)	妊娠、出産、育児についての講話、実技を行います。 宮古市に住所がない方でも、参加可能です。
母子健康手帳交付	宮古市に住所を有する方に、母子健康手帳等の交付を行います。併せて個別相談も行います。

◆お問い合わせ先◆

- ・宮古保健センター TEL0193-64-0111 (P98 参照)
- ・新里保健センター TEL0193-72-3500
- ・田老保健センター TEL0193-87-2975
- ・川井保健センター TEL0193-76-2036
- ・すこやかダイヤル (子育て相談専用ダイヤル) 0120-385-192

●ファミリーサポートセンター事業

子育て家庭を支援する事業

地域において、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。

◆援助の内容

- ・急な残業の場合に子どもを預かる
- ・保育施設までの送迎を行う
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる など

◆利用料

有料（利用時間帯、利用内容により料金が異なります。）

◆お問い合わせ先◆

宮古市ファミリーサポートセンター
Tel0193-64-4117

●被災した子どもたちへの保育・就園・就学支援

保育所・幼稚園・小学校以降～の保育・就園・就学の支援

詳しくは、P13～P21をご覧ください。



●母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭等を支援します

母子家庭、父子家庭及び寡婦※の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助・保育サービスを提供します。利用できる方は、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦です。

※寡婦（かふ）とは、夫と死別または離別し、再婚していない女性のことです。

◆こんなときに利用できます

- ・教育訓練等の受講のため通学する必要があるとき
- ・就職活動のため子どもを預けなければならないとき
- ・学校等の行事に参加するとき
- ・仕事で出張しなければならないとき
- ・病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭等で一時的な援助が必要なとき

◆支援の内容

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務

◆利用料

1時間 300円以内（所得、支援内容に応じて負担額が異なります。）

◆相談・利用手続き

- ・宮古市福祉課の窓口で事業対象者登録申込を行う。
- ・利用したい日時を宮古市母子寡婦福祉協会に申込み。
- ・宮古市母子寡婦福祉協会が調整を行い、家庭生活支援員を派遣。
- ・費用負担が発生する場合は、後日、納付書が送付される。

◆お問い合わせ先◆

- ・宮古市母子寡婦福祉協会
TEL0193-62-6427
- ・宮古市 福祉課 子育て支援室
本庁舎 3階 TEL0193-68-9084

●母子家庭の自立、就業を支援します

母子家庭の母への就業相談・講習会

母子家庭の自立、就労を支援するため、岩手県内にお住まいの児童扶養手当を受給している母子家庭の母で、就職や転職を希望している方を対象とした各種相談受付や講習会を実施しています。

◆就業相談

専門の相談員が随時、母子家庭の状況や職業適性等に応じた就業相談を行っています
(平日 9 時 00 分～16 時 00 分)

★母子家庭の母への就業支援は「仕事のこと (P96)」にも掲載されておりますので、ご覧ください。

◆養育費相談

専門の相談員が随時、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費取り決めなどに関する相談を行っています。

◆就業支援講習会

県内数か所で、就業に必要な知識や技能を修得するための講習会を行っています。

◆お問い合わせ先◆

岩手県母子家庭等就業・自立支援センター TEL019-654-9838

●児童扶養手当

ひとり親家庭を対象とする手当です

P11～12 をご覧ください。

●母子寡婦福祉資金

母子家庭、寡婦及びその子供への無利子・低利子の貸付け

P11 をご覧ください。

●遺児家庭支援専門員

東日本大震災津波で被災したひとり親家庭とその子どもたちを支援します

ひとり親家庭をサポートする遺児家庭支援専門員を、沿岸広域振興局保健福祉環境部などに配置し、ひとり親家庭に対する相談体制を強化しています。

- ・各種支援制度のお知らせ
- ・いわての学び希望基金未就学児童給付金の給付事務補助

◆お問い合わせ先◆

- ・沿岸広域振興局保健福祉環境部 **TEL0193-25-2702**
- ・沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター **TEL0193-64-2218**

●未成年後見人制度

東日本大震災津波で被災した子どもたちを支援します

①未成年後見人

未成年後見人とは、未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行います。

未成年後見人は、親権者の死亡等のため、児童に親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所が親族等の申立てにより、未成年後見人を選任します。

◆お問い合わせ先◆

盛岡家庭裁判所 TEL019-622-3165

岩手弁護士会 TEL0120-755-745

(月曜日～土曜日 13時～16時、相談料無料)

②未成年後見人支援事業

未成年後見人への報酬は、未成年後見人からの申立てにより未成年後見人及び児童の資力等の事情に応じて、報酬を支払うことの必要性和併せて家庭裁判所が決定します。

資力がない児童の場合は、未成年後見人への報酬を孤児の財産から支払うことができないことから、資力がない児童への未成年後見人の選任を推進するため、未成年後見人に対する報酬及び未成年後見人が加入する損害賠償保険料を県が補助します。

◆お問い合わせ先◆

岩手県 保健福祉部 児童家庭課

TEL019-629-5461

●里親制度

東日本大震災津波で被災した子どもたちの養育を支援します

里親制度とは、保護者のいない児童等を家庭的な雰囲気の中で保護し、健全に養育する制度です。里親には「親族里親」「養育里親」などがあり、里親としての登録が必要です。里親として登録を希望する方は、児童相談所にご相談ください。

①親族里親

児童の扶養義務者（民法第 877 条）及びその配偶者である者が児童の養育を希望し、里親になった場合に下記を支給します。

（一般生活費）月額 47,680 円 （教育費）小学生月額 2,110 円、中学生月額 4,180 円

②養育里親

親族里親に該当しない者が児童の養育を希望し、里親になった場合。

親族里親に支給される生活費及び教育費等のほか、
里親手当（月額 72,000 円、二人目以降月額 36,000 円）等を支給。

◆お問い合わせ先◆

- ・ 岩手県福祉総合相談センター女性相談課 TEL019-629-9608
- ・ 宮古児童相談所 TEL0193-62-4059

●児童養護施設・里親家庭の高校進学応援金

児童養護施設等の高校 3 年生への進学支援

児童養護施設や里親家庭で生活し、進学を希望する高校 3 年生（高卒認定合格見込み者含む）を対象に、入学時に納入する費用を給付します。

（給付額）大学、短大、専門学校の入学金、施設設備費等（授業料を除く）上限 100 万円
※100 万円に満たない場合は、新生活の支度金（10 万円まで）を合わせて贈ります。

◆お問い合わせ先◆

朝日新聞厚生文化事業団「進学応援係」
TEL03-5540-7446

福祉・保健・医療のこと 〈高齢者〉

●介護保険サービス

要介護度に応じた介護サービスが活用できます

施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス、自宅で利用するサービスなどがあります。

①介護予防サービス 〈要支援1・2の方〉

- ①施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス
 - ・介護予防通所介護
 - ・介護予防通所リハビリテーション
 - ・介護予防短期入所生活介護 等
- ②自宅で利用するサービス
 - ・介護予防訪問介護
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防訪問リハビリテーション 等
- ③地域密着型サービス
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護（通所・訪問・短期間宿泊の複合サービス）等

②在宅サービス 〈要介護1～5の方〉

- ①施設に通ったり、宿泊したりして利用するサービス
 - ・通所介護
 - ・通所リハビリテーション
 - ・短期入所生活介護 等
- ②自宅で利用するサービス
 - ・訪問介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション等
- ③地域密着型サービス
 - ・小規模多機能型居宅介護（通所・訪問・短期間宿泊の複合サービス）等

上記に加え「**介護保険に基づく住宅改修サービス**」福祉用具貸与・購入サービスもありますのでお問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

宮古市 介護保険課
本庁舎 3階 TEL0193-68-9086



福祉・保健・医療のこと 〈障がい者〉

●障害福祉サービス等

障がいの程度や生活状況に応じた障がい福祉サービス等が利用できます

ヘルパー訪問などの居宅における支援、グループホームなどの住まいの場の支援、通所施設での日中活動の支援などのサービスがあります。

①居宅における生活支援

- ・居宅介護（ホームヘルプ） ・重度訪問介護 ・行動援護
- ・同行援護 ・移動支援 ・短期入所（ショートステイ）
- ・日中一時支援 ・コミュニケーション支援

②住まいの場の支援

- ・施設入所支援 ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・共同生活援助（グループホーム） ・宿泊型自立訓練

③日中活動の支援

- ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・地域活動支援センター
- ・児童発達支援

◆お問い合わせ先◆

宮古市 福祉課 地域福祉担当
本庁舎3階 TEL0193-68-9082



●補装具・日常生活用具の支給

日常生活や社会生活の向上を図るための用具を給付します

障がいの種類や程度に応じ、身体機能を補完・代替する補装具及び日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

①補装具の種類

・義肢、装具、車椅子、盲人安全つえ、補聴器、眼鏡など

②日常生活用具の種類

・特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、拡大読書器、ストーマ用装具など

◆お問い合わせ先◆

宮古市 福祉課 地域福祉担当
本庁舎 3階 TEL0193-68-9082

●自立支援医療

障がい軽減のための医療費の一部を公費負担します

心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療費の一部を公費負担します。更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類があります。

①更生医療

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳に記載された障がいに対して行なわれる医療が対象です。

◆お問い合わせ先◆

宮古市 福祉課 地域福祉担当
本庁舎 3階 TEL0193-68-9082

②育成医療

身体に障がいがある児童で、その障がいや疾患に対して行われる医療が対象です。

◆お問い合わせ先◆

宮古市 福祉課 地域福祉担当
本庁舎 3階 TEL0193-68-9082

③精神通院医療

精神科医療機関への外来通院、精神科からの処方せん（薬局）、デイケア、訪問看護が対象です。

◆お問い合わせ先◆

宮古市 福祉課 地域福祉担当
本庁舎 3階 TEL0193-68-9082

●岩手県精神科救急情報センター

緊急時の精神科受診の相談を受け付けています

精神科医療機関に通院されている方やこれまで精神科にかかったことのない方、またその家族等を対象に、夜間・休日に、突然精神的に具合が悪くなった場合にお話を伺い、適切な助言や必要なときに病院紹介を行う相談電話です。

◆お問い合わせ先◆ **岩手県精神科救急情報センター**
TEL019-624-6791

●就業や生活に係る相談窓口

障がいのある方の暮らしや仕事を総合的に支援します

就職を希望されている障がいのある方、在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、就業支援担当職員、生活支援担当職員が訪問等により相談を行います。

職業生活における自立を図るために就業及びそれに伴う日常・社会生活に支援を必要とされている方です。

◆お問い合わせ先◆ **宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター**
TEL0193-71-1245

